

## 損害賠償請求訴訟の和解について

平成 23 年 12 月 13 日

出納局会計支援室

### 1 訴訟の概要

本県が単価契約をしていたトナー・カートリッジ（NEC製）について、契約の相手方が模造品を本県に納入していたことから損害を被ったため提起していた損害賠償請求訴訟について、平成23年12月12日に津地方裁判所において、相手方との和解が成立しました。

なお、訴えの提起（和解を含む）については、平成22年第1回定例会当初提案の議案第51号で議決済みです。

#### (1) 訴訟の相手方

三重県伊賀市桐ヶ丘5丁目309

株式会社ステップ・クオリティ 代表取締役 亀山 幸二（旧法人名 ㈱エコ・アルファ）

#### (2) 経緯

相手方は、平成21年1月28日頃から同年6月26日頃までの間、「NEC」の類似商標を外装箱に表示したトナー・カートリッジを県に販売し、日本電気株式会社の商標権を侵害したとして、平成21年8月4日、商標法違反の疑いで三重県警察に逮捕されました。

その後、津簡易裁判所から略式命令が出され、同年8月20日に罰金刑が確定しています。

これに伴い、模造品の納入により県が被った損害について、平成22年3月31日付けで損害賠償請求書を相手方へ送付しました。しかし、納付期日を過ぎても賠償額が納付されないため、同年9月13日に津地方裁判所へ損害賠償等の訴えを提起しました。

#### (3) 損害賠償請求額

¥21,871,353円

##### 【請求額の算定根拠】

三重県警察が模造品であると立証したトナー・カートリッジが、いつから県に納品されていたかが不明のため、支出証拠書類が保管されている平成16年4月1日以降に県が相手方から購入した金額（¥22,200,906円）としました。ただし、このうち、未払額（¥329,553円）が残っていたため、これを控除した額を損害賠償請求額としました。

#### (4) 口頭弁論の開催状況 10回（平成22年10月15日から平成23年12月12日まで）

#### (5) 裁判での双方の主張

##### 【県】

・契約物品はNEC純正品であり、模造品の納入は債務不履行にあたることから、一連の購入全てについて債務不履行があった。このため損害賠償金を請求する。

##### 【相手方】

・違法行為があったことは認めるが、損害賠償金の額については争う。製品の一部はNECの正規品であり、その分は控除すべき。また、模造品についてもトナーとして使用できていた

ので製造原価は控除すべき。

(6) 裁判官からの論点提起

・模造品使用によって生じた不具合も少なく、実質的な損害は微少ではないか。

(7) 和解成立日 平成23年12月12日

## 2 和解内容

(1) 相手方は、県に対し、本件和解金として1,098万円の支払義務があることを認める。

(2) 相手方は、県に対し、前項の金員のうち700万円を、次のとおり分割して、県が発行する納付書により、所定の指定金融機関等に納付する方法により支払う。

①平成23年12月から平成25年3月まで毎月末日限り3万円ずつ

②平成25年4月から平成30年8月まで毎月末日限り10万円ずつ

③平成30年9月末日限り2万円

(3) 相手方が前項の分割金の支払を2回怠ったときは、当然に同項の期限の利益を失う。

(4) 前項により期限の利益を失ったときは、相手方は、県に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する期限の利益喪失日の翌日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。

(5) 相手方が第3項により期限の利益を失うことなく第2項の分割金を支払ったときは、県は、相手方に対し、第1項の債務その余の支払義務を免除する。

(6) 県は、その余の請求を放棄する。

(7) 県及び相手方は、県と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(8) 訴訟費用は、各自の負担とする。

## 3 和解の理由

以下の諸点から、関係者とも協議・調整の上、相手方との和解を図ることとしました。

○納品されたトナーについて、一定のものは正規品であると推定でき、その分については、損害賠償請求額から控除することが適当であると考えられること。

○トナーの使用状況についても、一部印刷状態に不具合が生じたものの、全製品に及ぶほどではなかったこと。

○判決となった場合、相手方に損害賠償金の支払を一括して求めることとなるが、相手方には一括支払の能力がないと判断し、確実な債権回収を図るためには、和解に基づき分割支払を認めることが適切であるとの結論に達しました。

## 4 今後の対応

和解金が適正に納付されるように努めます。

また、分割金の支払が2回滞った場合は、和解条項に基づき厳正に対処します。